

平成26年1月29日

一般勘定移行型変額終身保険「かがやき、つづく」の取扱開始について

株式会社武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、平成26年2月3日（月）より、目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険「かがやき、つづく」の取扱いを開始いたします。

本商品は、マーケットに応じた運用成果を追求する円建ての変額終身保険です。

当行では、今後も引き続き金融商品の品揃えの充実を図り、お客さまに喜ばれる商品・サービスを提供してまいります。

1. 追加する新商品

商品名	かがやき、つづく
種類	目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命
主な特徴	<p>①最低保証のある死亡保障が一生継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行日前に被保険者が死亡された場合、積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、死亡保険金として基本保険金額の100%が最低保証されます。 ・移行日以後は、移行日前日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、移行額については基本保険金額の100%が最低保証されます。 <p>②目標値を設定し、目標達成すると運用成果を自動確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後の特別勘定での運用期間中は、毎日目標達成状況を判定し、積立金額が目標達成した場合は一般勘定に振替えることで運用成果を自動確保します。 ・目標値は110%、120%、130%から設定できます。 ・目標値を設定しないことも可能です。 <p>③死亡保障が充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行日以後は、死亡保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。 ・この死亡保険金額は、基本保険金額を下回りません。

2. 取扱開始日

平成26年2月3日（月）

3. 取扱店

全営業所及び出張所（94カ店）

報道機関からのお問合せ先

営業推進部 預り資産推進グループ 鎌田・谷口
TEL：048-641-6111（代） 内線 2328、2325



【商品概要】

基本保険金額(一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることはできません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	15歳～80歳	
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)	
契約者	被保険者の2親等以内の血族(父母・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族	
特別勘定運用期間	15年	
保険期間	終身	
保険料の払込方法	一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
目標設定特別	ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後に積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、一般勘定に振替えて移行日まで運用します。	
	目標値の設定	110%、120%、130%から設定いただけます。目標値を設定しないこともできます。 契約後は目標値の設定・変更・解除ができません。
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎日目標達成の判定を行います。
死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただけます。	
	移行日前	被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。 振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただけます。
	移行日以後	移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受取りいただけます。
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 ①被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として死亡されたとき	
付加できる 主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
	年金移行特約	契約日から3年経過以後、移行日前において、年金支払に移行することができます。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

■預金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について (この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

●ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の5%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

・ 保険関係費^{*1}として、積立金額に対して契約年齢が15～60歳の場合「年率2.43%/365」、契約年齢が61～70歳の場合「年率2.50%/365」、契約年齢が71～80歳の場合「年率2.66%/365」を乗じた金額を毎日控除します。

・ 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1835%程度(消費税込)^{*2}/365を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<*1> 保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

<*2> 2013年10月1日現在の税率に基づくもので、将来変更される可能性があります。

●一般勘定での運用期間中にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。年金額を算出する際の費用は、「遺族年金支払特約」の場合は年金基金設定時、「年金移行特約」の場合は特約付加日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

ご検討にあたっては「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。